

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年12月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800380号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800025号

第1 結論

昭和48年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から昭和54年3月まで

私は、20歳になったときに、詳しい手続は覚えていないが、当時住んでいたA市Bの自治会の人に国民年金に加入するように言われ、自治会の人から私の国民年金の加入手続をしてもらったと思う。国民年金保険料は、毎月私が支払う保険料に相当する額を私の母に渡し、母から自治会の集金担当者に納付してもらったはずであり、請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になったときに、詳しい手続は覚えていないが、当時住んでいたA市Bの自治会の人に国民年金に加入するように言われ、自治会の人から私の国民年金の加入手続をしてもらったと思うし、国民年金保険料は毎月その母に支払い、その母から自治会の集金担当者に納付してもらったと陳述している。

しかしながら、A市によると、「B」という自治会には国民年金保険料の収納業務を委託していたものの委託業務開始の時期は昭和57年1月1日である旨回答していることから、請求期間は請求者が主張する方法で保険料を納付することはできない上、自治会の集金担当者に保険料を納付してもらったとする母は高齢のため当時の事情を聴取することができず、請求者自身は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の現年度の国民年金保険料の納付状況及び国民年金手帳記号番号払出簿に記載の日付から、昭和54年2月頃に払い出されたものと推認され、このときに初めて、請求者の国民年金の加入手続が行われ、請求者が20歳に到達した昭和48年*月*日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであることから、当該払出時点では、請求期間のうち昭和48年*月から昭和51年12月までの

期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和52年1月から昭和53年3月までの期間については、過年度納付により保険料を納付することが可能な期間ではあるが、請求者は、遡って保険料を納付した記憶はないとし、昭和53年4月から昭和54年3月までの期間については、現年度納付することとなるが、前述のとおり、請求者の主張する方法では納付することはできない上、請求者の母から当時の事情を聴取できないため、保険料納付状況は不明である。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びにA市における昭和48年*月から昭和54年3月頃までの期間にA市で払い出された国民年金手帳記号番号の全件確認調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800385号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800090号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年6月20日から同年8月1日まで

年金記録によると、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、実際に入社した日(昭和54年6月20日)より後の昭和54年8月1日となっている。当該記録は誤りなので、調査の上、正しい取得日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B社に入社したのは、昭和54年6月20日である旨主張しているところ、事業主は、当該入社日を確認できる資料はない旨陳述している。

一方、請求者から提出された退職金支給明細書並びに事業主から提出された請求者に係る人事マスタメンテナンス及び30年分退職所得の受給に関する申告書により、請求者のB社における入社年月日は、昭和54年7月1日であることが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求期間に係る就業規則等を保管していないため、当時の給与支払方法(締め日、支払日等)及び厚生年金保険の加入の取扱いについては不明であるとしている上、請求者の請求期間に係る給与額、厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の関連資料もない旨回答及び陳述している。

また、請求期間当時にB社において厚生年金保険被保険者記録を有する同僚11名に照会し、10名から回答があったものの、当該同僚に係る入社当時の給与明細書を保管していると回答した者はいないほか、当該同僚のうち中途採用であったとする複数の者は、B社における入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致しておらず、当該事業所の当時の取扱いとしては、厚生年金保険の加入対象とならない試用期間(1か月から40日程度)があった旨回答しており、そのうちの1名は、当該試用期間中の厚生年金保険料は控除されていない旨陳述していることから判断すると、当該事業所は、請求期間当時、勤務する従業員について、必ずしも全ての者を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者の改製原附票から確認できる請求期間当時の住所地であるC市に、請求期間に係る課税資料について照会したところ、保存期間経過（7年）のため提出できない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。